

令和7年度 大学等の教育実習生受け入れ要項（市立学校版）

川西市教育委員会

1 趣旨

大学等の教育実習生受け入れにあたり、学校の正常な運営を確保するため、本要項を定める。

2 受け入れの条件

- (1) 大学・校種を問わず教育実習の期間は、5週間以内（中学校は4週間以内若しくは2週間以内）とする。
- (2) 教育実習生を受け入れる学校においては、教育活動における実務的な指導を担当するものであり、教育実習に必要な基礎的知識・技能は、大学等においてその指導を徹底する。
- (3) 教育実習上の連絡、実習生の指導については、大学等の担当教官があたるものとする。
- (4) 1学校に配当される教育実習生の数は極力制限し、学校が教育実習生を受け入れる回数は、年間を通して1回とする。
- (5) 川西市立学校が受け入れる教育実習生は、次の各項に該当することを原則とする。
 - ① 川西市内において教職につくことを希望する者であること
 - ② 川西市立学校の出身者であること
 - ③ 川西市内の在住者であること
- (6) (5)の項目に該当しない教育実習生の希望については、あらかじめ市教育委員会と大学等の協議の上、市立学校長の了承を得て決定する。
- (7) 教育実習生の受け入れは、次の手続きによる。（手続き図を参照のこと）

小学校・中学校・特別支援学校を希望する場合

- ① あらかじめ、大学等が教育実習生受け入れについて市立学校長の内諾を得た後、市立学校長の内諾書を添えて市教育委員会に申請する。
- ② 市教育委員会より、大学等に「教育実習生受け入れ承諾書」を交付する。
- (8) 教育実習生の実習期間中の災害及び往復途上での災害については、実習生本人及び大学等がすべての責任を負うものとし、学校及び市教育委員会は何らの責任を負わないものとする。
- (9) 教育実習生が実習期間中、学校又は第三者に与えた損害等については、実習生本人及び大学等がすべての責任を負うものとし、小学校・中学校・特別支援学校及び市教育委員会は何らの責任を負わないものとする。
- (10) 大学等は、上記の災害等に備えるため、大学等の責任において実習生に傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

3 教育実習生について

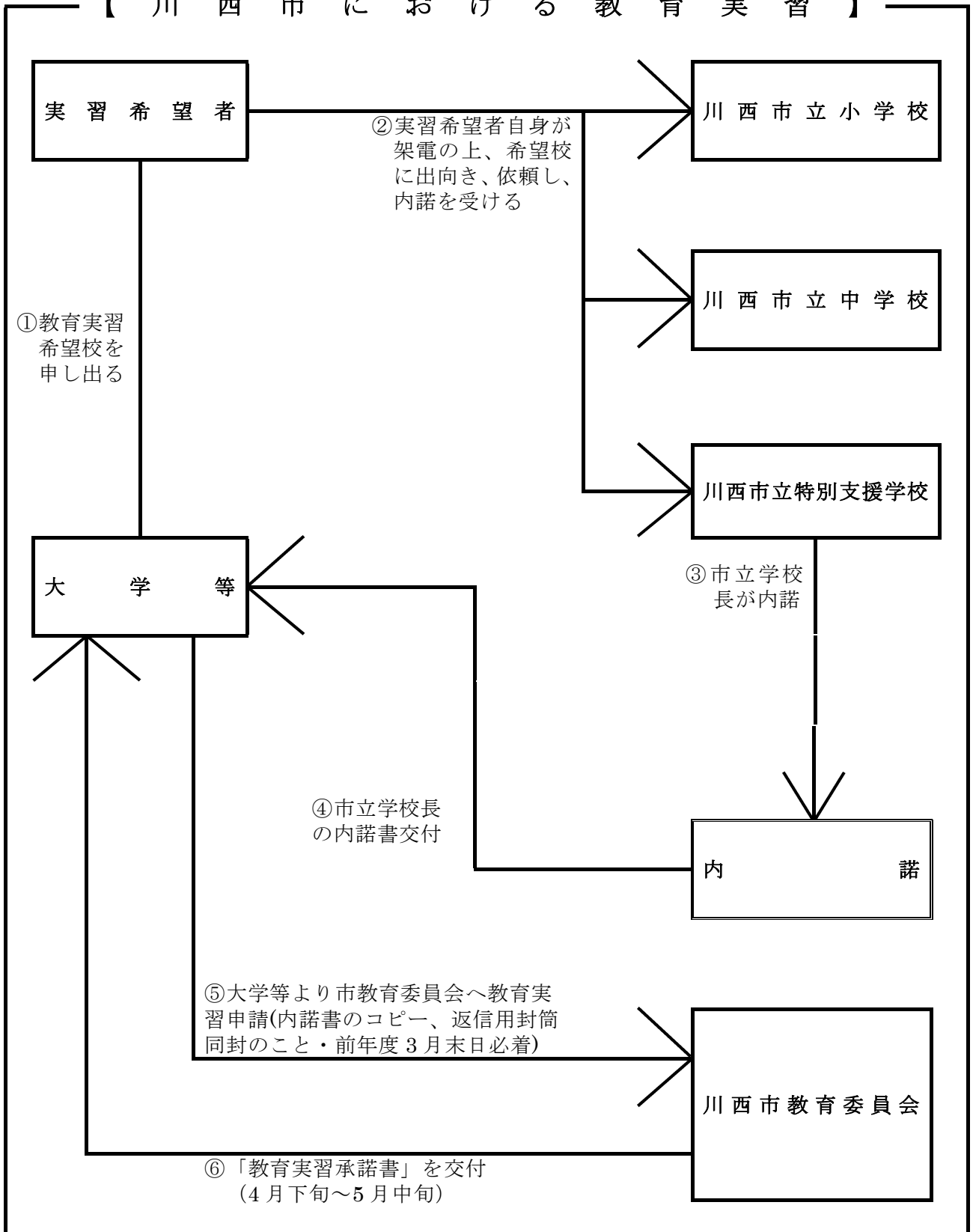
- (1) 教育実習にあたっては、市立学校長の指導監督のもとに教育実習を実施するものとする。
- (2) 教育実習中に実習生が事故により災害を受けた場合、その補償は大学等で配慮するものとする。
- (3) 教育実習期間中に市立学校長が教育実習生としてふさわしくないと判断した場合には、教育実習許可を取り消し、教育実習を打ち切るものとする。
- (4) 教育実習生の教科書及び教材費、給食費については教育実習生の個人負担とする。
- (5) 教育実習生は体調管理に留意し、発熱等体調の悪い時は実習を控える。麻疹等伝染性疾患の抗体の有無等は大学で配慮するものとする。

4 留意点

- (1) 本市では、要項の2(5)項に該当する教育実習をできる限り受け入れていく方針である。しかし、実習前年度に実習依頼のないものは受け入れが困難となるので、申請期間中に実習希望校にて手続きをとること。
- (2) 本市では、大学等からの教育実習の費用（謝礼金等）については、受け取らない。
- (3) 教育実習の前後で体験実習等が必要な場合は、教育実習内諾依頼前に受入校から体験実習等の許可を受け、2(7)①の申請時に大学等が市教育委員会に報告すること。

教育実習依頼(承諾)手続き

【川西市における教育実習】



- ◆ 小・中・特別支援学校での教育実習については、直接、市立学校長に教育実習希望を申し出て、内諾を受ける。その後、市教育委員会宛に教育実習の申請書を提出し、手続きをとる。
- ◆ 教育実習期間は、原則 10 月とする。ただし、受け入れ校との話し合いにより期間が変更することもあり得る。